諮問庁:防衛大臣

諮問日:令和7年2月20日(令和7年(行情)諮問第247号)

答申日:令和7年5月28日(令和7年度(行情)答申第43号)

事件名:特定文書に記載の「細部」に該当する文書の一部開示決定に関する件

# 答申書

### 第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書(以下「本件請求文書」という。)の開示請求に対し、別紙の2に掲げる文書(以下「本件対象文書」という。)を特定し、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

## 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律(以下「法」という。)3 条の規定に基づく開示請求に対し、令和6年11月27日付け防官文第26844号により防衛大臣(以下「処分庁」又は「諮問庁」という。)が行った一部開示決定(以下「原処分」という。)について、その取消しを求める。

### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載 によると、おおむね以下のとおりである。なお、添付資料は省略する。

#### (1)審査請求書

ア 本件対象文書の電磁的記録の特定を求める。

令和5年度(行情)答申第654号に従い、本件対象文書の電磁的 記録の特定を求める。

イ 変更履歴情報及びプロパティ情報等の特定を求める。

本件開示決定通知からは不明であるので、変更履歴情報(別紙1 (略)で説明されているもの)及びプロパティ情報(別紙2 (略)で説明されているもの)が特定されていなければ、改めてその特定を求めるものである。

ウ 特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求める。

平成22年度(行情)答申第538号で明らかになったように、電子ファイルを紙に出力する際に、当該ファイル形式では保存されている情報が印刷されない場合が起こり得る。

これと同様に当該ファイル形式を他のファイル形式に変換する場合にも、変換先のファイル形式に情報が移行しない場合が設定等により

技術的に起こり得るのである。

本件対象文書が当初のファイル形式を変換して複写の交付が行われている場合、本件対象文書の内容が、交付された複写には欠落している可能性がある。そのため、特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求めるものである。

エ 「本件対象文書の内容と関わりのない情報」(平成24年4月4日 付け防官文第4639号)についても特定を求める。

平成24年4月4日付け防官文第4639号で示すような「本件対象文書の内容と関わりのない情報」との処分庁の勝手な判断は、法に反するので、本件対象文書に当該情報が存在するなら、改めてその特定と開示・不開示の判断を改めて求めるものである。

オ 一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

カ 不開示処分の対象部分の特定を求める。

「一部」という表現では、具体的な箇所を知ることができない。これでは総務省情報公開・個人情報保護審査会の審議において意見を申し立てるに当たって具体的な箇所の特定に支障が生じるものである。

またこのような表現では、交付された複写に本来不開示とされていない箇所に誤って被膜が施されても審査請求人は確認することができない。

更に「情報公開事務処理の手引」(平成30年10月 総務省行政管理局情報公開・個人情報保護推進室)が、「部分開示(部分不開示)の範囲(量)が明確になるように開示を実施する必要がある」(24頁)と定めており、「部分開示(部分不開示)の範囲(量)が明確」になっているかを確認する上でも不開示箇所の具体的な特定が求められる。

キ 紙媒体についても特定を求める。

「行政文書」に関する国の解釈に従い、紙媒体が特定されなかった ものについては、その特定を求めるものである。

ク他に文書がないか確認を求める。

審査請求人には確認する手段がないので、他に文書がないか念のため確認を求める。

ケ 複写媒体としてDVD-Rの選択肢の明示を求める。

開示決定通知書に明示されていないので、法に従い、複写媒体としてDVD-Rが選択できるよう改めて決定を求める。

### (2) 意見書

意見:統合幕僚長指示第6号も該当するはずである。

「細部」に該当する文書として統合幕僚長指示第6号も、件名から鑑みるとそれに該当するものと思われる。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 経緯

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、本件対象文書を特定し、令和6年11月27日付け防官文第26844号により、法5条3号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分(原処分)を行った。

本件審査請求は、原処分に対して提起されたものである。

2 法5条該当性について

本件対象文書のうち、3枚目の一部については、自衛隊の行動及び運用に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領、能力及び練度が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。

- 3 審査請求人の主張について
- (1)審査請求人は、「本件対象文書の電磁的記録の特定を求める」として いるが、本件対象文書は電磁的記録を特定している。
- (2)審査請求人は、「変更履歴情報及びプロパティ情報等の特定を求める」とともに、「「本件対象文書の内容と関わりのない情報」(平成24年4月4日付け防官文第4639号)についても特定を求める」として、変更履歴情報及びプロパティ情報等についても特定し、開示・不開示を判断するよう求めるが、それらは、いずれも防衛省において業務上必要なものとして利用又は保存されている状態になく、法2条2項の行政文書に該当しないため、本件開示請求に対して特定し、開示・不開示の判断を行う必要はない。
- (3)審査請求人は、「特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての 内容を複写しているか確認を求める」としているが、本件対象文書と開 示を実施した文書の内容を改めて確認したところ、欠落している情報は なく、開示の実施は適正に行われていることを確認した。
- (4)審査請求人は、「一部に対する不開示決定の取消し」として、支障が生じない部分について開示を求めるが、原処分においては、本件対象文書の法5条該当性を十分に検討した結果、上記2のとおり、本件対象文書の一部が同条3号に該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。
- (5)審査請求人は、「不開示処分の対象部分の特定を求める」として、不 開示箇所の具体的な特定を求めるが、原処分において不開示とした部分 は開示決定通知書により具体的に特定されており、当該通知書の記載に

不備はない。

- (6)審査請求人は、「紙媒体についても特定を求める」としているが、本件対象文書は電磁的記録で管理されている行政文書であり、紙媒体を保有していない。
- (7)審査請求人は、「他に文書がないか確認を求める」としているが、本 件対象文書のほかに本件開示請求に係る行政文書は保有していない。
- (8)審査請求人は、「複写媒体としてDVD-Rの選択肢の明示を求める」 としているが、当該主張は開示の実施の方法に係る不服であって、法1 9条1項に基づいて、諮問すべき事項にあたらない。
- (9) 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

① 令和7年2月20日 諮問の受理

② 同日 諮問庁から理由説明書を収受

③ 同年3月7日 審議

④ 同月25日 審査請求人から意見書及び資料を収受

⑤ 同年5月22日 本件対象文書の見分及び審議

### 第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、 本件対象文書を特定し、その一部を法 5 条 3 号に該当するとして不開示と する決定(原処分)を行った。

これに対し、審査請求人は、文書の追加特定及び不開示部分の開示等を 求めており、諮問庁は、原処分を維持することが妥当としていることから、 以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の特定の妥当性及 び不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

- 2 本件対象文書の特定の妥当性
- (1)本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。
  - ア 本件開示請求については、開示請求文言に「防衛大臣が定めた「細部」(「中東・アフリカ地域における在外邦人等の安全確保等に関する政府の取組について」(令和5年12月22日閣議決定))に該当するもの全て。」と記載されていたことから、防衛省は、上記閣議決定された事項の「細部」について、防衛大臣が定めた文書の開示を求めるものであると解し、これに該当する文書を探索したところ、別紙の2に記載の文書が確認できたことから、当該文書を本件対象文書として特定した。

- イ 本件対象文書は、自衛隊の中東・アフリカ地域における在外邦人等 の安全確保等の取組に関し、上記閣議決定された事項の「細部」につ いて、防衛大臣が定め、司令官等へ指示した一般命令であり、本件開 示請求受付時点において、本件対象文書の外に本件請求文書に該当す る文書は作成・取得しておらず、保有もしていない。
- ウ 本件審査請求を受け、関係部署において改めて探索を行ったが、本 件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書の存在は確認できなか った。
- エ なお、審査請求人は、意見書(第2の2(2))において、令和6年1月26日付け「中東・アフリカ地域における在外邦人等の安全確保等の取組の細部事項に関する統合幕僚長指示」(統合幕僚長指示第6号)(以下「統合幕僚長指示」という。)についても、本件請求文書に該当する文書であり、追加開示すべき旨主張しているが、上記統合幕僚長指示は、本件対象文書に記載された「この命令の実施に関し必要な細部の事項は、統合幕僚長に指示させる」旨の「細部」を定めた文書に該当するものであり、本件開示請求書の開示請求文言(別紙の1)に記載された「防衛大臣が定めた「細部」」ではないから、本件請求文書には該当しない。
- (2)検討するに、処分庁が本件開示請求書の開示請求文言を上記(1)アのように解した上、本件対象文書を特定した方法に問題はなく、上記(1)イの保管状況及び上記(1)ウの探索状況を踏まえると、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書を保有していない旨の諮問庁の上記(1)ウの説明に不自然、不合理な点は認められない。

また、当審査会において、本件対象文書を見分したところ、上記(1) エの諮問庁の説明のとおり記載されていると認められる。そして、上記 統合幕僚長指示は、自衛隊の中東・アフリカ地域における在外邦人等の 安全確保等の取組に関し、本件対象文書の「細部」を統合幕僚長が定め た文書であり、上記閣議決定された事項の「細部」を防衛大臣が定めた 文書であるとは認められないから、本件請求文書には該当しない旨の上 記(1) エの諮問庁の説明は否定し難い。

他に本件請求文書に該当する文書の存在をうかがわせる事情も認められないことからすると、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当である。

3 不開示部分の不開示情報該当性について

不開示部分には、自衛隊の行動及び運用に関する具体的な情報が記載されていると認められる。当該部分は、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領、能力及び練度が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支

障を及ぼし、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が 認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当 し、不開示としたことは妥当である。

- 4 審査請求人のその他の主張について 審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものでは ない。
- 5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定 し、その一部を法 5 条 3 号に該当するとして不開示とした決定については、 防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文 書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは 妥当であり、不開示とされた部分は、同号に該当すると認められるので、 不開示としたことは妥当であると判断した。

### (第4部会)

委員 白井幸夫、委員 田村達久、委員 野田 崇

### 別紙

# 1 本件請求文書

防衛大臣が定めた「細部」(「中東・アフリカ地域における在外邦人等の安全確保等に関する政府の取組について」(令和5年12月22日閣議決定))に該当するもの全て。

## 2 本件対象文書

中東・アフリカ地域における在外邦人等の安全確保等の取組に関する自衛 隊一般命令(自般命第7号。令和6年1月26日)